

# 千葉市有害鳥獣対策事業（有害獣に対する防除装置設置）募集案内

## 1 事業の目的

本事業は、農作物に著しい被害をもたらす有害鳥獣に対する防除装置の設置に係る費用（「国交付金事業」の対象となるものを除く。）の支援を行い、安定的な農業生産を確保することを目的とする。

## 2 事業の内容等

### （1）補助対象者（補助金の交付対象者）

補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、千葉市農林関係事業補助金交付要綱別表第2、13「有害鳥獣対策事業に規定する、ウ「農作物に著しい被害をもたらす有害鳥獣に対する防除装置の設置等の対策」に定める内容を満たす者とする。

### （2）要件

- ア 防除装置の設置箇所及び受益区域が市内であること。
- イ 受益区域に補助対象者が現状耕作していること。
- ウ 有害鳥獣対策としての地域の活動組織（以下「地域協議会」という。）に加入し捕獲活動を行っている者。
- エ 設置をする防除装置の延長が1箇所につき150メートル以上であること。
- オ 防除装置の設置後5年以上適切な維持及び管理をすることができる。  
また、補助事業者は交付決定の日から起算して5年間、毎年年度末までに地域協議会活動報告書（別紙様式第2号）を提出すること。
- カ 受益区域の外縁が現状耕作している農地で、防除装置を設置していない市内の別の耕作している農地（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地をいう）に隣接していないこと。ただし、当該隣接する農地を受益区域に含めることについて、当該所有者等の同意が得られないやむを得ない理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。
- キ 同一箇所で、千葉市農林関係事業実績報告書（様式第5号）提出後、完了検査終了日の日から起算して5年以内に、防除装置の設置に係る補助金の交付を受けていないこと。
- ク 電気柵を整備する場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）等関係法令を遵守し、正しく設置すること。具体的には、危険である旨の表示、電気柵用電源装置の使用、漏電遮断器の設置（30ボルト以上の電源から電気を供給する場合）、開閉器（スイッチ）の設置等を行い、安全の確保をするものとする。

### （3）補助事業の内容

有害獣に対する防除装置（電気柵を含む）の設置

### （4）補助対象経費

電気柵設置に要する経費（消耗品費、備品購入費）が対象となります。ただし、消耗品等の購入時に付与されるポイント相当額、消費税及び地方消費税相当額を除く。

### （5）補助率

補助金の額は、電気柵設置に要する経費（消耗品費、備品購入費）の10分の5を乗じた額とし、5万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 3 手続き

### （1）申出書の提出

補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ、有害獣に対する防除装置の設置申出書（別紙様式第1号）を提出しなければならない。事業採択の内示を受けた者は、交付申請を行うことができる。

(2) 提出先及び提出方法

下記5に記載の農政センター農業経営支援課あてに、窓口持参、電子メール又は郵送にて御提出ください。

(3) 提出期限

令和8年2月13日（金）午後5時（必着）

(4) 応募結果の通知

申出書の内容を審査し、結果を通知します。

応募が予算額を上回る場合、千葉市有害鳥獣対策事業（有害獣に対する防除装置の設置）審査基準に基づき、採点により点数が高い計画から順に予算の範囲内で採択します。

4 事業実施スケジュール（予定）

1月から順次 申出書の提出 ..... 【農業者から市へ】

事業採択可否の連絡 ..... 【市から農業者へ】

交付申請※1 ..... 【農業者から市へ】

交付決定※2 ..... 【市から農業者へ】

事業着手（発注） ..... 【農業者】

事業完了（対象経費支払）... 【農業者】

本年2～3月末まで 実績報告※3 ..... 【農業者から市へ】

本年3月末まで 地域協議会活動報告※4 ... 【農業者から市へ】

完了検査、補助金額の確定... 【市から農業者へ】

本年3月末まで 交付請求 ..... 【農業者から市へ】

本年3月末以降 補助金交付※5 ..... 【市から農業者へ】

※1 採択の内示を受けた者は、交付申請を行うことができます。添付書類として、  
①防護柵設置等予定地の概略図、②防護柵の設置等に係る資材費の見積書の写しの提出が必要です。提出ができない場合は、補助金の交付ができなくなりますので御注意ください。

※2 交付決定が発行されるまで、事業開始できません。

※3 2～3月末頃までの実績報告においては、実績報告書の添付書類として、

①防護柵設置等箇所の概略図②防護柵の設置等に係る資材費の領収書の写しの提出が必要です。提出ができない場合は、補助金の交付ができなくなりますので御注意ください。

※4 提出期間は5年間となりますので御注意ください。

※5 補助金の交付に関しては、農業者が本年3月上旬までに業者（民間事業者等）へ支払いが終わったものに関して本年3月末以降に交付いたします。

補助金が交付される前に、自己資金等でお支払いする必要がありますので御注意願います。

5 問い合わせ・書類提出先

千葉市農政センター農業経営支援課 農林振興班

〒265-0053 千葉市若葉区野呂町 714-3

電話 043-228-6275 FAX 043-228-3317

E-mail : [keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp](mailto:keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp)